

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ (厚生労働省委託事業)

参加費：無料

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
石川支部

労働安全衛生法が改正され、 職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 82 号)が公布され、平成 27 年 6 月 1 日から施行されました。

「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりましたので、今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することとしましたので、ふるって御参加いただきますようご案内申し上げます。

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

日時：平成 28 年 10 月 3 日 14:00~16:30

場所：金沢市ものづくり会館（金沢市粟崎町 4 丁目 8 0 番地 1）

内容：① 受動喫煙による健康への有害性

② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組

(助成金制度説明も含め厚生労働省石川労働局担当者が講義予定。)

参加費：無料 ご参加の方には、受動喫煙防止対策ガイドブックを差し上げます。

申込期限：9 月 25 日まで（先着順となります。定員になり次第締め切らせて頂きます）

※必要事項をご記入の上、下記メールアドレス又は FAX で申し込み下さい。

連絡先 〒929-0346 石川県河北郡津幡町湊端そ 50-12

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会石川支部

メール c2650.kobayashi@bd.wakwak.com

FAX 番号 050-3737-4765 TEL 076-216-8892

[申込書]

事業所の所在地（〒 - ）

事業所名

TEL

FAX

出席者 _____

メールアドレス： _____ @ _____

※受付完了後、受講票を申込み頂いたメールアドレス又は FAX 番号に送付いたします。